

一般財団法人山梨県地場産業センター
施設使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人山梨県地場産業センターが、地場産業の発展に寄与するために設置した施設（以下「センター」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(施設)

第2条 この規程により使用できる施設は、別表（施設使用料金表）の左欄に掲げる施設とする。

(使用時間及び休館日)

第3条 センターの使用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間は、午前9時より午後9時までの間とする。

(2) 休館日は、職員の勤務を要しない日と規定された日と、12月27日から31日までとする。

(使用の申込)

第4条 センターの施設を利用しようとする者は、使用申込書（第1号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込の受付は、原則として、施設を使用しようとする日の属する月の12箇月前より行うものとする。

(使用承認)

第5条 理事長は、申込書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、使用承認書（第2号様式）を交付する。

(使用の制限、取消等)

第6条 理事長は、センターの管理上支障があるとき又は、使用させることが適当でない認められるときは、センターの使用を制限することができる。

2 理事長は、使用の承認を受けた者（以下、「使用者」という。）が、この規程等に違反したときは、センターの使用を取消、又は使用を停止することができる。この場合、使用者に損害が生じてても、理事長はその責を負わない。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、別表（施設利用料金表）のとおりとする。

2 センターの施設の使用料は、使用承認書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、納付の期日を繰り下げることができる。

(使用料の減額)

第8条 使用料について、理事長が特別の理由があると認めるときは、これを減額することができる。

2 使用料の減額を受けようとする者は、使用料減額申込書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 使用者が指定された期日までに、使用の取消をしないでセンターを使用しなかったときは、別に理事長が定める額を違約金として徴収する。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用料の全部を還付するものとする。

(1) 使用者の責任でない事情により、センターの施設が使用できないとき。

(2) 理事長の都合により、使用を取り消したとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用後に当該施設及び設備等を速やかに現状に回復し、職員の確認を受けなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、理事長がこれを代行し、その費用を使用者に請求するものとする。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者はセンターの建物・付属物又は設備等に損害を与えたときは、理事長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第12条 使用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 秩序を乱し、他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 承認書に記載された目的以外に使用しないこと。
- (3) 承認書に記載された以外の施設又は設備等を使用しないこと。
- (4) 施設・設備又は展示物を棄損し、若しくは汚損しないこと。
- (5) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 前各号に掲げるものの他、理事長の指示した行為。

(補 則)

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。